

複合災害時における屋内退避の基本的な考え方について

平成 2 8 年 5 月 2 7 日

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

地震等と原子力災害の複合災害発生時における屋内退避に係る基本的な考え方は以下の通り。

- 原子力災害時には、原子力災害対策指針に基づき、PAZ（概ね 5 k m 圏内）は即時避難、UPZ（概ね 5 ～ 30 k m 圏内）は屋内退避の防護措置を実施。
- その中で、UPZ 内において、地震により家屋が倒壊したり、相次ぐ余震の発生により家屋による屋内退避が困難であるような場合には、自治体により設定される近隣の避難所等にて、まずは屋内退避を実施。
- その上で、仮に、近隣の避難所に収容できない場合には、地震による影響がない避難所を UPZ 内外を含め選定し避難させるなど、状況に応じ柔軟に対応。
- 現状では、上記考え方が最も合理的と考えているが、平成 2 8 年熊本地震は引き続き余震が続いており、まずは政府として、熊本の災害対応、復興支援に全力で取り組む。その上で、今回の震災の教訓の反映等について、内閣府防災担当に相談したい。

地震等により家屋に居住困難になった状態で原子力災害により
屋内退避が必要になった場合の対応の整理について
(原子力規制庁作成)

<地震等の自然災害発生>

- 地震等により家屋に居住困難



- 各自治体が地震等の自然災害の発生に備え予め指定している「避難所」に避難



<原子力災害発生>

- 原子力災害

- － P A Z ・ 「即時避難」 → 自然災害の影響が少ない 30 k m 圏外の避難所へ
- － U P Z ・ 滞在可能な場合は、引き続き当該家屋において屋内退避
・ 滞在が困難な場合は、近隣の安全な避難所へ



<屋内退避中に余震等により被災がさらに激しくなり屋内退避の継続が困難になった場合>

- 各自治体が別に指定する避難所に速やかに移動し避難
 - － 別の指定する避難所が U P Z 内の場合は、当該避難所に移動した上で、引き続き屋内退避
 - － 原子力災害で設定している U P Z (30 k m 圏) 外にある避難所への移動 (移動先では屋内退避不要)